

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
とさせていただきます)

◆公安告示

道路交通の規制に関する規程の一部改正

目次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年三月十六日から施行する。

昭和四十六年三月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

第六条の次に次の一条を加える。

（自転車の歩道通行区間の指定）

第六条の二 法第十七条の三第一項の規定に基づき、別表第六の二の通り二輪の自転車が歩道を通行することができる区間を指定する。

別表第一の一中2を削り、3から10までを一つづつ繰り上げ、9の次に10として次のように加える。

10 市道美保七五 吉成七一八番五先か
号線及び市道ら同地内二三五番先 五八〇〇
美保三四号線までの間
七時三〇分
から八時三
〇分まで

別表第一の三中3を削り、4から6までを一つづつ繰り上げる。
別表第四の一の48及び49を次のように改める。

48 〇 大字小竹三六番先 小竹

大型自動車（乗車定員三十人未満の大型乗用自動車を除く）及び大型特殊自動車

49 〇 大字西坪二三番先 西坪第三 自動車（軽、自二輪及び小特を除く）

別表第五の一の中167を177とし、162から165までを一つづつ繰り下げ、172の前に171

として次のように加える。

171 古郡家一〇五番一先 一 米里農業協同組合前

別表第五の一の中161を170とし、139から160までを一つづつ繰り下げ、138を次のように改める。

147 〇 七四八番一先丁字路 二 大井手土地改良区事務所前

別表第五の一の中137を146とし、136を145とし、135を次のように改める。

144 〇 一三九番二先 一 湖南中学校入口

別表第五の一の144の前に143として次のように加える。

143 吉岡温泉町一三五番先

一

別表第五の一中134を142とし、142の前に141として次のように加える。

141 " 四一〇番先

一 八千代歩道橋西詰

別表第五の一中133を140とし、124から132までを七ずつ繰り下げ、123を次のように改める。

130 " 九七番二先

一

別表第五の一中130の前に129として次のように加える。

129 富安三三番一先

一

別表第五の一中122を128とし、118から121までを六ずつ繰り下げ、117を次のように改める。

123 " 三九五番先

一 美保小学校前

別表第五の一中123の前に121及び122として次のように加える。

121 叶三五二番先

一

122 吉成二五〇番先十字路

四

別表第五の一中116を120とし、99から115までを四ずつ繰り下げ、103の前に

102として次のように加える。

102 " は四三四番先

一

別表第五の一中98を101とし、95から97までを三ずつ繰り下げ、94を削り、93を次のように改める。

97 " は一一二番先

一 鳥取県果実連横

別表第五の一中97の前に96として次のように加える。

96 行徳ろ三四〇番先十字路

三 米田自転車店前

別表第五の一中92を95とし、83から91までを三ずつ繰り下げ、86の前に85として次のように加える。

85 弥生町一七九番先

一 森田屋京染店前

別表第五の一中82を84とし、78から81までを二ずつ繰り下げ、80の前に79として次のように加える。

79 " 五七五番先十字路

四

別表第五の一中77を78とし、8から76までを一ずつ繰り下げ、7の次に8として次のように加える。

8 "

一 " 北側横

別表第五の四中18を削り、9から17までを一ずつ繰り下げ、8の次に9として次のように加える。

9 " 九〇番先十字路

三

別表第五の四の26中「松井商店前」を削る。

別表第五の六中88を90とし、78から87までを二ずつ繰り下げ、80の前に

79として次のように加える。

79 " 大字山根三七番二先 一 三田入口

別表第五の六中77を78とし、74から76までを一つ繰り下げ、73の次に

74として次のように加える。

74 " 一、六〇〇番一先 一 中西方前

別表第六の次に別表第六の二として次のように加える。

別表第六の二 二輪の自転車が歩道を通行することができる区間の指定

一 鳥取市

路線名 区 間 (メートル) 延長

1 一般国道九号 安長地内八千代歩道橋 三一〇

2 " 湖山町七七九番先から同町一、七五二番先までの間の南側歩道 一、二〇〇

3 " 湖山町九〇九番一先から同町二、九五五番四六先までの間の北側歩道 一、三〇〇

二 米子市

路線名 区 間 (メートル) 延長

1 一般国道九号 吉岡地内日野橋東詰から西福原四六七番先までの間の両側歩道 五、四〇〇

2 " 西福原四六七番先から博労町四丁目三六〇番先までの間の両側歩道 八〇〇

3 " 久米町一五〇番先から祇園町二丁目一三番先までの間の両側歩道 一、四〇〇

4 県道皆生西原線 皆生一、九四一番先から西福原四六三番先までの間の両側歩道 五、六〇〇

三 倉吉市

路線名 区 間 (メートル) 延長

一 一般国道三二 河原町地内から西倉吉町地内までの間の小鴨橋歩道橋 一六一

四 八頭郡

路線名 区 間 (メートル) 延長

一 一般国道五三 河原町大字長瀬六四番六先から同大字七五番六先までの間の西側歩道 二四〇

五 気高郡

路線名 区 間 (メートル) 延長

1 一般国道九号 気高町大字酒津七四〇番四先から同町大字宝木一、五二六番三先までの間の南側歩道 三六〇

2 " 気高町大字宝木一六三番先から同町大字浜村七八四番七九先までの間の南側歩道 一、五四〇

3 " 青谷町大字青谷二、一九七番一先から同大字五、五五八番先までの間の北側歩道 四七〇

六 東伯郡

路線名 区 間 (メートル) 延長

1 一般国道九号 羽合町大字久留一三〇番二先から同町大字田後三〇二番二先までの間の北側歩道 一、四〇〇

2 " 大栄町大字六尾二一三番先から同町大字由良宿一、六三六番一先までの間の南側歩道 一、一〇〇

3 " 赤碓町大字赤碓一四四番一先から同大
字四〇四番三先までの間の北側歩道 八〇〇

七 西伯郡 路 線 名 区 間 (延 長) (メートル)

一般国道九号 中山町田中一六二番二先から同町下甲 一、三〇〇
一六三番三先までの間の南側歩道

別表第十の四中23を29とし、19から22までを六ずつ繰り下げ、25の前に
24として次のように加える。

24 " 三、五六五番三一先 産業道路入口

別表第十の四の18を次のように改める。

23 " 八三六番先

別表第十の四の23の前に22として次のように加える。

22 " 八一五番先

別表第十の四中17を21とし、14から16までを四ずつ繰り下げ、13を次の
ように改める。

17 " 一、七八一番先 堀田ガソリンスタンド前

別表第十の四の17の前に16として次のように加える。

16 上道町一、七三五番先

別表第十の四中12を15とし、10及び11を三ずつ繰り下げ、9の次に10、
11及び12として次のように加える。

10 " 二、四一四番一先

11 " 三、三〇九番先

12 " 三、三一一番一先

別表第十の六中43を44とし、37から42までを一ずつ繰り下げ、36の次に

37として次のように加える。
37 " 一、六六五番先

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】